条項 御意見の概要 検討結果

本文第3条(不当な差別取扱いの禁止)関係(林、水においては第2条)

1 第 3 他省庁でも書かれているように下記を追加。

「対象となる障害者・障害児(以下「障害者」と|「第3条 職員は、法第7条第1項の規定 いう。)は、障害者基本法第2条第1号に規定 に基づき、その事務又は事業を行うに当 する障害者、即ち、「身体障害、知的障害、精|たり、障害<u>(身体障害、知的障害、精神障</u> 神障害(発達障害を含む。)その他の心身の|害(発達障害を含む。)その他の心身の機 機能の障害(以下「障害」と総称する。)がある 能の障害をいう。以下同じ。)を理由とし 者であって、障害及び社会的障壁により継続 的に日常生活又は社会生活に相当な制限を│続的に日常生活又は社会生活に相当な 受ける状態にあるもの」

て女性であることにより、さらに複合的に困難 ることにより、障害者の権利利益を侵害し な状況に置かれている場合があること、障害│てはならない。なお、職員は、別紙第1か 児には、成人の障害者とは異なる支援の必要│ら第3までに定める留意事項に留意するも 性があることに留意する必要。

【理由】

条

障害の定義があいまいであるため。

御指摘を踏まえ、次のとおり修正します。 て、障害者(障害及び社会的障壁により継 制限を受ける状態にある者をいう。以下同 また、特に女性である障害者は、障害に加え じ。) でない者と不当な差別的取扱いをす のとする。」

> また、本条は、女性や子供を含めて、全て の障害者に対して不当な取扱いとならな いよう障害者の権利利益を侵害してはな らないことを意図しております。

本文第4条(合理的配慮の提供)関係(林、水においては第3条)

2 | 第 4 | ①「障害者の権利利益を侵害することとならな」①「障害者の権利利益が不用意に損なわ いよう」は「障害者の権利利益が不用意に損力れないよう」という趣旨は現状の記述で包 条 なわれないよう」あたりの表現の方が望まし

い。(「不用意に」等の表現を入れるべき)

②「社会的障壁の除去の実施について、」の 部分は不要。

【②の理由】

そもそも「必要かつ合理的な配慮」においてそ の指定がなされると考えられるものなので。

- 含しています。
- ②「必要かつ合理的な配慮」の対象を明 確にするため、「社会的障壁の除去の実 施について、」の記述は必要です。

以上のことから、原文のままとさせていた だきます。

3 第 4 下記を追加。

|いただいたご指摘や他の方からのご指|

|四 障害者が適切に合理的配慮の申し出|摘も踏まえ、第7条(相談体制の整備)を 条 ができるようにするために、あらかじめ省内一次の通り修文します。

においてコミュニケーションを支援する者(手□「第7条 2 相談等を受ける場合は、 話通訳者・要約筆記者等)を設置すること。

【理由】

障害者が「合理的配慮」や相談・苦情等 を申し出るために、コミュニケーション を支援する者(聴覚障害者の場合は手話 通訳者・要約筆記者等)が必要なため。

性別、年齢、状態等に配慮するととも に、対面のほか、電話、ファックス、電子 メールに加え、障害者がコミュニケーショ ンを図る際に必要となる多様な手段を可 能な範囲で用意して対応するものとす る。」

本文第5条(監督者の責務)関係(林、水においては第4条)

4 第 5 次のとおり修正。

条

第 1 合理的配慮の不提供に対する相談若しくは苦 にいたします。

情の申出等があった場合には、迅速に状況を 項 確認すること。

> →障害者本人の訴えを直に聞き迅速に状況 を確認すること。

【理由】

障害者本人の訴えをまず確認することが優先

御指摘の趣旨を受け止め、相談を実際に 二、障害者等から不当な差別的取扱い又は「受けた場合の対応にしっかりと生かすよう

であると考える。

5 第 5 下記を追加。

第 1 きるようにするために、あらかじめ省内においを次の通り修文します。

てコミュニケーションを支援する者(手話通訳 | 「2 相談等を受ける場合は、性別、年齢、 者・要約筆記者等)を設置すること。

いただいた御指摘や他の方からの御指摘 四 障害者が適切に合理的配慮の申し出がで|も踏まえ、第7条第2項(相談体制の整備)

> 障害の状態等に配慮するとともに、対面 のほか、電話、ファックス及び電子メール に加え、障害者がコミュニケーションを図 る際に必要となる多様な手段を可能な範

囲で用意して対応するものとする。」

【理由】

障害者が「合理的配慮」や相談・苦情等を申し 出るために、コミュニケーションを支援する者 (聴覚障害者の場合は手話通訳者・要約筆記 者等)が必要なため。

6 | 第 5 | 第 5 条 第 2 項 の 「 障害を理由とする差別に関 | 「 障害を理由とする差別の問題が生じた場 条第|する問題が生じた場合には」は「障害を理由と|合には」とした場合、差別そのものの問題 2項 |する差別の問題が生じた場合には」とした方|のみが対象となるように解され、対象とな が分かりやすくより明確な記述となる。

る問題の範囲が狭まると考えられるため、 原文のままとさせていただきます。

本文第7条(相談体制の整備)関係(林、水においては第6条)

7 第 7 下記を追加。 御指摘を踏まえ、第7条第1項に次の1号 相談窓口には障害当事者を含む外部有識者 を追加します。 「四 大臣官房秘書課長が指名する者」 を入れ、更に障害者からの理解が得られない 案件に関し、障害当事者団体に意見を求め相 また、その他の御指摘については、御指 談する等、建設的な解決に努める。 摘の趣旨を受け止め、障害者の方から相 談を実際に受けた場合に、しっかりと対応 【理由】 できるよう、障害に対する理解や知識のあ 障害者と担当者の間で解決が難しい案件は、 る者を参画させるよう努めます。 相談窓口を中心に解決に当たれるよう明文化 が必要。 8 第 7 相談者の性別に配慮した相談体制とするよ 御指摘を踏まえ、第7条第1項に次の1号 う、相談体制のなかに女性を必ず配置する。 を追加します。 「四 大臣官房秘書課長が指名する者」 【理由】 相談者の性別に配慮した相談のために不可 欠。男性のみの相談窓口の場合、女性は相 談することさえ困難な場合が多い。また、別途 述べるとおり、相談体制にあたる人をはじめと した研修啓発も重要。もしも相談窓口が障害 のある女性の複合的な困難について正しく理 解していなければ、窓口において更にハラス メントや、対応回避、放置を重ねることもあり える。 9 第 7 下記を追加。 御指摘を踏まえ、第7条第1項に次の1号 条 「四 障害者である職員等、大臣官房秘書課 を追加します。 長が指名する職員」 「四 大臣官房秘書課長が指名する者」 また、その他の御指摘については、御指 【理由】 摘の趣旨を受け止め、障害者の方から相 相談窓口に指定されている者に、障害当事者 | 談を実際に受けた場合に、しっかりと対応 が含まれていない。また、相談窓口の担当とできるよう、障害に対する理解や知識のあ なる者が障害の特性についての理解や知識しる者を参画させるよう努めます。 があるか不明であり、的確な対応ができない のではないかと、大変、危惧と不安感を感じ る。

10 第 7 下記を追加。

障害特性に応じた多様なコミュニケーション手 も踏まえ、第7条第2項を次のとおり修文 段を確保すること。とりわけコミュニケーションします。

いただいた御指摘や他の方からの御指摘

を支援する者(手話通訳者・要約筆記者等)を 「2 相談等を受ける場合は、性別、年齢、

配置すること

【理由】

障害者のために様々なコミュニケーション手 る際に必要となる多様な手段を可能な範 段を用意するとともに聴覚障害者による合理|囲で用意して対応するものとする。」 的配慮の表明・相談及び意思疎通の配慮で は手話通訳者、要約筆記者等の配置が必要。

障害の状態等に配慮するとともに、対面 のほか、電話、ファックス及び電子メール に加え、障害者がコミュニケーションを図

条

11 第 7 下記を追加。

4 第1項で設置する相談窓口は、障害特性│御指摘も踏まえ、第7条第2項を次のとお に応じた多様なコミュニケーション手段を確保 り修文します。 し(手話通訳者・要約筆記者等)、充実を図る よう努めるものとする。また、相談窓口には障 害の特性に関する専門知識を有する障害当 事者を含む外部有識者を入れる。

【理由】

障害の特性についての理解がなければ、障害 いただいた後段の御指摘を踏まえ、第7条 者及びその家族等の相談に適切な対応がで│第1項に次の1号を追加します。 きないと考えるため。また、障害者が適切に意 | 「四 大臣官房秘書課長が指名する者」 思の表明ができるようにするためには、コミュ|また、その他の御指摘については、御指 ニケーション方法の配慮だけでなく、聴覚障害 │摘の趣旨を受け止め、障害者の方から相 者のための手話通訳者を設置する等、コミュ ニケーションを支援する者の設置も併せて明|できるよう、障害に対する理解や知識のあ 記する必要と考えるため。

12 第 7 下記を追加。

条 第 |・電話番号だけでなくファックス番号やメール |も踏まえ、第7条第2項を次のとおり修文 2項 アドレスも開示する。連絡やコミュニケーションします。 の方法、誰が通訳するか等、本人の希望を第一(2 相談等を受ける場合は、性別、年齢、 一にして対応する。

【理由】

電話のみの相談窓口には聴覚言語障害者は│る際に必要となる多様な手段を可能な範 アクセスできないが、現状は多くが電話のみと一囲で用意して対応するものとする。」 なっている。

特に何かの被害を受けた時や被災時などは、|なお、具体的な連絡先について、農林水 本人が迅速に安全に安心して連絡できるよう産省ホームページに分かりやすく記載す にするためにはメールアドレスやファックス番ることを予定しています。 号を開示しておくことが不可欠。電話番号だけ が書かれていて、メールアドレスやファックス 番号を知るためには電話をかけなければなら

いただいた前段の御指摘や他の方からの

「2 相談等を受ける場合は、性別、年齢、 障害の状態等に配慮するとともに、対面 のほか、電話、ファックス及び電子メール に加え、障害者がコミュニケーションを図 る際に必要となる多様な手段を可能な範 囲で用意して対応するものとする。」

談を実際に受けた場合に、しっかりと対応 る者を参画させるよう努めます。

いただいた御指摘や他の方からの御指摘

障害の状態等に配慮するとともに、対面 のほか、電話、ファックス及び電子メール に加え、障害者がコミュニケーションを図

ないとなれば、電話かけを頼める人がいなけ れば通報も相談も不可能。かつ、連絡や相談 において、本人が信頼をおくコミュニケーショ ン方法や通訳者(手話通訳、文字通訳等)を 確保できるように、本人の希望を第一にした 対応がなされる必要がある。

13

第 7 【性別・年齢にも着目して】大臣官房秘書課に いただいた御指摘も参考にしつつ、今後 条 第 集約し、相談者のプライバシーに配慮しつつ 検討いたします。 3項 │関係者間で情報共有を図り、以後の相談等に

おいて活用することとする。

第1項の相談窓口に寄せられた相談等は、相談等の集約・活用の在り方については、

【理由】

現状は、性別や年齢を省いて障害者一括や 障害種別一括で集約されがちであり、複合的 に困難な状況にある人の以後の相談および 政策評価作業につながりにくいため、性別・年 齢を意識し着目して取り組むことが必要。

14 第 7 下記のとおり修正。

条第「第1項で設置する相談窓口は、障害者及び」を追加します。 4項 その家族その他の関係者からの相談等への 的確な対応を推進するため、必要に応じ、障力また、その他の御指摘については、御指 害当事者団体等からの委員で構成する第三間摘の趣旨を受け止め、障害者の方から相 者委員会の設置及び障害の特性に関する専|談を実際に受けた場合に、しっかりと対応 門知識を有する担当者を配置する等、充実をしてきるよう、障害に対する理解や知識のあ 図るものとする。」

御指摘を踏まえ、第7条第1項に次の1号

「四 大臣官房秘書課長が指名する者」

る者を参画させるよう努めます。

【理由】

相談窓口に指定されている者に、障害当事者 が含まれていない。また、相談窓口の担当と なる者が障害の特性についての理解や知識 があるか不明であり、的確な対応ができない のではないかと、大変、危惧と不安感を感じ る。

15 第 7 下記のとおり修正。

条第 4 …必要に応じ、相談体制の充実を図るもら相談を実際に受けた場合に、しっかりと 4項 のとする。

御指摘の趣旨を受け止め、障害者の方か 対応できるよう、障害に対する理解や知識 のある者を参画させるよう努めます。

【理由】

法の趣旨を実現する観点から、相談体制の充 実は非常に重要だから。

16 第 7 下記のとおり修正。

条第 第1項の相談窓口は、積極的に充実を図るも 4項 のとする。

御指摘の趣旨を受け止め、相談を実際に 受けた場合の対応にしっかりと生かすよう にいたします。

【理由】

「障害者のあらゆる人権及び基本的人権を完|指摘や他の方からの御指摘も踏まえ、第 全に確保し、及び促進することを約束するこ7条第2項(相談体制の整備)を次のとお と。」と記載された障害者権利条約第4条第1切修文します。 項に照らし、置き換えるべき。障害者差別をな「2 相談等を受ける場合は、性別、年齢、 くすための相談窓口は行政機関は民間の手│障害の状態等に配慮するとともに、対面 本となるように積極的に充実を図ることが必しのほか、電話、ファックス及び電子メール 要。行政機関は障害者に不当な差別的取扱┃に加え、障害者がコミュニケーションを図 い、合理的配慮の不提供は差別であり、禁止る際に必要となる多様な手段を可能な範 されている。また、行政機関は民間企業に先一囲で用意して対応するものとする。」 駆けて障害者差別を解消していく立場である から。

来省による面談に関しては、いただいた御

また、相談方法として、来省による面談による 相談も加えるべき。

条

|17||第 7||5 相談窓口について障害者及び関係者にわ||具体的な連絡先について、農林水産省ホ かりやすい形で周知されなければならない。

ームページに分かりやすく記載することを 予定しています。

その 他

【理由】

相談窓口の一覧が記載されただけではどこに 相談すればよいのかわかりにくいことから、相 談の実効性を高める観点から周知の規定を 加えるべき。

本文第8条(研修・啓発)関係(林、水においては第7条)

18 第 8 下記を追加。

条

・研修・啓発のプログラムに必ず障害のある女 参考にしつつ、今後検討いたします。 性の困難などの複合差別の課題について入 れる。

研修の内容等の詳細は、頂いた御意見も

【理由】

障害者差別解消法基本方針をふまえ、障害 のある女性の複合的な困難などの複合差別 の課題を正しく理解し、充分な配慮をもって対 応できるようにするため。

障害者差別解消法基本方針

「第2 行政機関等及び事業者が講ずべき障 害を理由とする差別を解消するための措置に 関する共通的な事項1の部分引用:

「特に女性である障害者は、障害に加えて女 性であることにより、更に複合的に困難な状 況に置かれている場合があること、障害児に は、成人の障害者とは異なる支援の必要性が あることに留意する」

にはかり、研修に役立てることを明記すべき。

19│第 8│研修を行う際に、障害者当事者とその家族、│研修の内容等の詳細は、頂いた御意見も 介助者、支援者、障害者に理解のある社会福│参考にしつつ、今後検討いたします。 条 祉士、弁護士などの専門職と協力連携を十分

【理由】

障害は多種多様であり、種類も特性も程度も ひとりひとり全く違う。また、いくつかの障害が 重複する障害者もいる。別紙の合理的配慮の 具体例があまりにも少なすぎて、それぞれの 障害者に当てはめることが全く不可能。意思 の表明は、障害者当事者とその家族介助者も 含まれることから、障害者当事者とその家族、 障害者団体等と十分に連携協力し、当事者家 族の同意を得たうえで、必要に応じ情報共有 し、具体例を順次更新していきそれに基づい て研修・啓発を行うべき。職員の研修・啓発に 取り入れ、障害を知らないこと(障害があるこ とにより、意思の表明等が健常者と全く異なる 障害者もいる)による重大な差別的取扱い、 重大な人権侵害を絶対に起こさないようにす べき。また、障害者権利条約第4条第3項に 法令及び政策の作成及び実施において~障 害者を代表とする団体を通じ、障害者と緊密 に協議し、および障害者を積極的に関与させ る。と記載されていることから協力、連携は必

| | | 須事項。 | |
|----|-----|-----------------------|--------------------------|
| 20 | 第 8 | 下記を追加。 | 研修の内容等の詳細は、頂いた御意見も |
| | 条 | 「職員への研修・啓発において、障害者団体と | 参考にしつつ、今後検討いたします。 |
| | | も連携して行う。その際、男性障害者の意見 | |
| | | のみでなく、女性障害者からの意見も聞き取 | |
| | | る。研修講師として当事者を招く場合はジェン | |
| | | ダーバランスに考慮し、複合差別の知識を持 | |
| | | った女性当事者を必ず入れる」 | |
| | | 【理由】 | |
| | | 権利条約の基本的な理念である「私たち抜き | |
| | | に私たちのことを決めないで」を実践するた | |
| | | め、当事者の声を聴くことが必要。ただ障害者 | |
| | | 団体などは男性が長であることが多いので、 | |
| | | その団体の代表者をだすとなると男性に偏り | |
| | | がちとなる。積極的改善をするために女性当 | |
| | | 事者をいれることを明文化すべき。 | |
| 21 | 第 8 | 職員等関係者に対する障害特性理解のため | 研修の内容等の詳細は、頂いた御意見 |
| | 条 | の障害別の研修会等を必ず実施することを要 | 参考にしつつ、今後検討いたします。 |
| | | 望。研修会開催計画については内容や回数 | |
| | | を明文化することに加えて実施の際は障害当 | |
| | | 事者を交えた研修会として開催する必要性。 | |
| | | また使用するマニュアルは障害者団体や当事 | |
| | | 者の監修のもと当事者が納得できるものにす | |
| | | ることを望む。例えば、視覚障害者について | |
| | | は移動支援を必ず盛り込むなど当事者の必 | |
| | | 然性が反映されたものであることが必須。 | |
| 22 | 第 8 | 職員研修には、机上でのマニュアル等による | 研修の内容等の詳細は、頂いた御意見 |
| | 条 | 研修で終わらず、当事者に出会い、話を聞く | 参考にしつつ、今後検討いたします。 |
| | | 等の生きた研修をすること。 | |
| 23 | 第 8 | 「障害者へ適切に対応するために」は「様々な | 障害者については、第3条で以下のとお |
| | 条第 | 障害を持った障害者へ適切に対応するため | 規定しているため、原案のとおりとさせ |
| | 4項 | に」の方がややベター。 | いただきます。 |
| | | | 「第3条 職員は、法第7条第1項の規 |
| | | 【理由】 | に基づき、その事務又は事業を行うに |
| | | 「障害者」と一括りにするより個々の事情があ | たり、障害(身体障害、知的障害、精神) |
| | | るという事が明確になるため。 | 害(発達障害を含む。)その他の心身の |
| | | | 能の障害をいう。以下同じ。)を理由と |
| | | | て、障害者(障害及び社会的障壁により) |

続的に日常生活又は社会生活に相当な 制限を受ける状態にある者をいう。以下同 じ。)でない者と不当な差別的取扱いをす ることにより、障害者の権利利益を侵害し てはならない。なお、職員は、別紙第1か ら第3までに定める留意事項に留意するも のとする。」

また、第4条では、「当該障害者の性別、 年齢及び障害の状態に応じて、社会的障 壁の除去の実施について必要かつ合理的 な配慮をしなければならない。」としてお り、様々な障害に対する配慮を記載してお

別紙第1(不当な差別的取扱いの基本的な考え方)関係

24 別紙 最後に下記を追加。

第1 |「障害そのものだけでなく、障害があることに|害を理由とする差別の解消の推進に関す よってやむなく起きる事象について上記の対 る基本方針(平成27年2月24日閣議決 応をする。例えば障害があることによってやむ | 定) 」において基本的な考え方が整理・記 なく起きる不自然な言動や表情を理由にして|述されており、これに基づく対応要領にお 上記の対応をすることは、不当な差別的取扱しいても同様の記述としています。 いである。」

【理由】

随伴症状と呼ばれる意図しない頭・手・足の 動きや顔の表情の変化が伴うことがあり、健 常者には不自然に感じられたり、不安な感情 を呼び起こすかもしれないがそのことにも理 解を示していただきたい。(吃音など。法的に は吃音症は発達障害支援法の枠内にも入っ ており、いわゆるコミュニケーション上の障害)

「不当な差別的取扱い」については、「障

なお、御指摘の事項についても当然に含 まれるものと考えております。

別紙第2(正当な理由の判断の視点)関係

25 別紙 下記のとおり修正。

具体的な検討をせずに正当な理由を拡大解│「…正当な理由に相当するか否かについ 釈するなどして法の趣旨を損なうことなく、個│て、具体的な検討をせずに正当な理由を 別の事案ごとに、障害者、第三者の権利利益 拡大解釈するなどして法の趣旨を損なうこ ・・・障害者にその理由を説明するものとし、・・

第 2 ・・・正当な理由に相当するか否かについて、

御指摘を踏まえ、以下のとおり修文しま す。

となく、個別の事案ごとに、障害者、第三 者の権利利益… 障害者にその理由を説

明するものとし、…」 【理由】 正当な理由が拡大解釈されることで結果とし て障害を理由とする差別が解消されない事態 が考えられることから。また、正当な理由があ ると判断した場合の障害者への説明は義務 化すべきであることから。 26 別 紙 「正当な理由の判断の視点」に下記を追加。 御指摘や他の方からの御指摘を踏まえ、 第2 │「なお、「客観的に判断する」とは、主観的な判│以下のとおり修文します。 断に委ねられるのではなく、その主張が客観 「…正当な理由に相当するか否かについ 的な事実によって裏付けられ、第3者からの て、具体的な検討をせずに正当な理由を 立場から見ても納得を得られるような「客観│拡大解釈するなどして法の趣旨を損なうこ 性」が必要とされるものです。また、「正当な理 となく、個別の事案ごとに、障害者、第三 由」を根拠に、不当な差別的取扱いを禁止す 者の権利利益… 障害者にその理由を説 る法の趣旨が形骸化されるべきではなく、抽 明するものとし、…」 象的に事故の危惧がある、危険が想定される といった理由によるサービスを提供しないとい ったことは適切ではありません。」 【理由】 正当な理由を拡大解釈して法律の趣旨を過 小評価すべきではない。障害者差別解消法は 障害者権利条約の共存共生、基本的人権基 本的自由の確保を具現化するために定めら れた法律である。したがって、不当な差別的 取扱いや合理的提供の義務を怠ることによ り、障害者の権利利益が侵害されてはならな い。 27 別紙 下線部を追加。 御指摘の内容も含め、障害を理由とする 第2 |職員は、正当な理由があると判断した場合に|差別に関する相談等は、対応要領第7条 は、障害者にその理由を説明し、理解を得るに規定する相談窓口において承ることとし よう努めることが望ましい。理解を得られないしていますので、原案のままとさせていただ きます。 場合は、相談窓口と調整を図ること。 【理由】 障害者から理解を得られない場合に、相談窓 口が職員と障害者の間に入ることで、調整・歩 み寄りを図る必要がある。 別紙第4(合理的配慮の基本的な考え方)関係

| 28 | 別紙 | 「合理的配慮は、農林水産省の事務又は事業 | 合理的配慮については障害を理由とする |
|----|---------|--|------------------------------|
| | 第 4 | の目的・内容・機能に照らし、必要とされる範 | 差別の解消の推進に関する基本方針(平 |
| | 1 | 囲で本来の業務に付随するものに限られるこ | 成27年4月24日閣議決定)で定義されて |
| | | と」とされているが、本来的業務の範囲を厳格 | いるため原案を維持しますが、合理的配 |
| | | に解釈して、合理的配慮を提供すべき場面を | 慮は個別の事案ごとに、具体的な場面や |
| | | 限定すべきではない。 | 状況に応じて柔軟に対応がなされるよう努 |
| | | | めるべきものであると考えています。 |
| | | | |
| 29 | 別紙 | 下記のとおり修正。 | 御指摘を踏まえ、本対応要領で「望まし |
| | 第 4 | 3の末尾 ・・・自主的に取り組む <u>ものとする</u> 。 | い」と記載している内容につきまして、対 |
| | 3 | | 応要領第3条に以下のとおり留意点を追 |
| | | 【理由】 | 記します。 |
| | | 法の趣旨を広く社会に定着させるために、率 | 「なお、別紙中、「望ましい」と記載している |
| | | 先垂範の観点から。 | 内容は、障害者基本法の基本的な理念及 |
| | | | び法の目的を踏まえ、できるだけ取り組む |
| | | | ことが望まれることを意味する。」 |
| 30 | 別紙 | いろいろな手段を使うとあるが、情報保障は、 | いただいた御指摘や他の方からの御指摘 |
| | 第 4 | 障害者がいつ行っても対応できるようにするこ | も踏まえ、対応要領第6条(相談体制の整 |
| | 3 | と。また、手話通訳、要約筆記が必要な場合 | 備)を次のとおり修文しております。 |
| | | を想定した情報保障手段を確保していくこと。 | 「2 相談等を <u>受ける場合は、性別、年齢、</u> |
| | | | 障害の状態等に配慮するとともに、対面 |
| | | | のほか、電話、ファックス及び電子メール |
| | | | に加え、障害者がコミュニケーションを図 |
| | | | る際に必要となる多様な手段を可能な範 |
| | | | 囲で用意して対応するものとする。」 |
| 31 | | 下記のとおり修正。 | 御指摘を踏まえ、本対応要領で「望まし |
| | | 5の末尾 ・・・盛り込む <u>ものとする</u> 。 | い」と記載している内容につきまして、対 |
| | 5 | From 1 3 | 応要領第3条に以下のとおり留意点を追 |
| | | 【理由】 | 記します。 |
| | | 法の趣旨を広く社会に定着させるために、率 | |
| | | 先垂範の観点から。 | 内容は、障害者基本法の基本的な理念及 |
| | | | び法の目的を踏まえ、できるだけ取り組む |
| - | Dil Art | ************************************** | ことが望まれることを意味する」 |
| 32 | 別紙 | | |
| | 第4 | 去を必要としている旨の障害者からの意思の ま即は、見体的場面において、言語(毛話を | |
| | | 表明は、具体的場面において、言語(手話を | せ しいたたさまり。 |
| | | 含む。)のほか、点字、拡大文字、筆談、 実物の担合や息振りせん。第15年2月 | |
| | | 物の提示や身振りサイン等による合図、触覚による意思に済むが、陰寒者が始したコニー | |
| | | による意思伝達など、障害者が他人とコミュ | |
| | | ニケーションを図る際に必要な手段(通訳を介 | |

するものを含む。)」とされているが、(通訳を 介するもの)を(言語通訳・手話通訳・要約筆 記者・盲ろう通訳等を介するもの)とすべき。

第4

33 別紙 下線部を追加。

|3 意思の表明とは、・・・(中略)・・・・障害者が | 通訳等も含まれますので、原案のままとさ 他人とコミュニケーションを図る際に必要な手 段(手話通訳・要約筆記等、通訳を介するもの を含む。)により伝えられるものをいう。

障害者による意思の表明を可能にするため 御指摘も踏まえ、対応要領第6条(相談体 <u>に、省庁内においてコミュニケーションを支援</u>|制の整備)を次のとおり修文しており、ま する者(手話通訳者・要約筆記者等)を設置す た「コミュニケーションを支援する者」は下 ること。(中略)

なお、意思の表明が困難な障害者が、家族|「2 相談等を受ける場合は、性別、年齢、 又は介助者等を伴っていない場合など、・・・|障害の状態等に配慮するとともに、対面 (中略)・・・・当該障害者に対して適切と思われ | のほか、電話、ファックス及び電子メール る配慮を提案するためにコミュニケーションを┃に加え、障害者がコミュニケーションを図 支援する者(手話通訳者・要約筆記者を含む)||る際に必要となる多様な手段を可能な範 の設置等により建設的対話を働きかけるな団で用意して対応するものとする。」 ど、自主的な取り組みに努めることが望まし い。

【理由】

障害者が適切に意思の表明ができるようにす るためには、コミュニケーション方法の配慮だ けでなく、聴覚障害者のための手話通訳者を 設置する等、コミュニケーションを支援する者 の設置も併せて明記する必要。

「通訳を介するもの」の「通訳」には、手話 せていただきます。

また、いただいた御指摘や他の方からの 記「多様な手段」に含まれます。

別紙第5(過重な負担の基本的な考え方)関係

34 別紙 下記のとおり修正。

第5

過重な負担については、個別の事案ごとに、 以下の要素等を考慮し、また過重な負担を多│「過重な負担については、具体的な検討を 用することで結果として法の趣旨が損なわれしせずに過重な負担を拡大解釈するなどし ることのないよう留意して、具体的な場面や状して法の趣旨を損なうことなく、個別の事案 況に応じて・・・その理由を説明するものとし、

【理由】

行政機関等において合理的配慮の提供を義 務化し、もって障害を理由とする差別を解消し

いただいた御指摘や他の方の御指摘を踏 まえ、以下のとおり修文します。

ごとに、以下の要素等を考慮し、具体的場 面や状況に応じて総合的・客観的に判断 することが必要である。」

障害者の社会参加を推進するという法の趣旨 を踏まえれば、過重な負担との判断は限定的 におこなわれるべきであるから。また、過重な 負担に当たると判断した場合には、判断した 側はその理由等について障害者に説明するこ とを義務化することが適切であることから。 35 | 別 紙 | 「過重な負担」も「正当な理由」と同様、軽々し | いただいた御指摘や他の方の御指摘を踏 く認められるべきではない。 第5 まえ、以下のとおり修文します。 「過重な負担については、具体的な検討を 【理由】 <u>せずに過重な負担を拡大解釈するなどし</u> 障害に理解のある職員とそうでない職員によ て法の趣旨を損なうことなく、個別の事案 っては、対応に差異が生じる。過重な負担の ごとに、以下の要素等を考慮し、具体的場 範囲が極めてあいまいである。 面や状況に応じて総合的・客観的に判断 することが必要である。」 36 | 別紙 | 客観的に判断する立場は、行政側の人間の | 御指摘の前段については、御指摘を踏ま 第5 │みではなく、障害当事者と家族、障害者団体│え、対応要領第7条第1項に次の1号を追 も含めるべき。また、費用以外のソフト面での 加します。 合理的配慮の提供や差別的取扱についての 「四 大臣官房秘書課長が指名する者」 障壁の除去は当事者家族の意向を最優先す」また、その他の御指摘については、御指 べきである。 摘の趣旨を受け止め、障害者の方から相 談を実際に受けた場合に、しっかりと対応 【理由】 できるよう、障害に対する理解や知識のあ 過重な負担について判断の裁量がすべて行しる者を参画させるよう努めます。 政職員に委ねられており、障害者に対して理│御指摘の後段については、障害を理由と 解のある職員と障害者に全く理解のない職員 する差別の解消の推進に関する基本方針 では、判断基準が著しく異なるため。 において基本的な考え方が整理・記述さ れており、これに基づく対応要領において も同様の記述としています。 37 別紙 下線部を追加。 御指摘の内容を含め、障害を理由とする |職員は、過重な負担に当たると判断した場合 | 差別に関する相談等は、対応要領第7条 は、障害者にその理由を説明し、理解を得る に規定する相談窓口において承ることとし よう努めること。理解を得られない場合は、相していますので、原案のままとさせていただ 談窓口等と調整を図ること。 きます。 【理由】 障害者から理解を得られない場合に、相談窓 口が職員と障害者の間に入ることで、調整・歩 み寄りを図る必要がある。 別紙第6(合理的配慮の具体例)関係

| 38 | 別紙 | 物理的環境への配慮の具体例に下記を追 | 御指摘を踏まえ、以下の具体例を追加い |
|----|----|-----------------------|----------------------------|
| | 第6 | 加。 | たします。 |
| | | 「具体例:館内放送や天災や事故などの緊急 | 「〇 農林水産省本省庁舎内で災害や事 |
| | | 情報を聞くことが難しい障害者に対し、電光ボ | 故が発生した際、避難情報等の緊急情報 |
| | | 一ドや電光掲示板などを活用し、館内の目に | <u>を聞くことが難しい聴覚障害者に対し、手</u> |
| | | つきやすい場所に分かりやすい表現で掲示す | 書きのボード等を用いて、分かりやすく案 |
| | | る。」 | 内し誘導を図る。」 |
| | | | |
| | | 【理由】 | |
| | | 聴覚障害者への具体例が見られないため。 | |
| | | | |
| 39 | 別紙 | ○玄関に建物内の部屋やトイレなどの視覚的 | 御指摘の前段については、農林水産省本 |
| | 第6 | に配置が見て取れるフロアガイドなどを整備 | 省庁舎内において玄関にフロアガイドを整 |
| | | すること。緊急時を知らせる電光掲示板を完 | 備しております。 |
| | | 備すること。 | 御指摘の後段については、御指摘を踏ま |
| | | | え、以下のとおり修文いたします。 |
| | | | 「〇 農林水産省本省庁舎内で災害や事 |
| | | | 故が発生した際、避難情報等の緊急情報 |
| | | | <u>を聞くことが難しい聴覚障害者に対し、手</u> |
| | | | 書きのボード等を用いて、分かりやすく案 |
| | | | 内し誘導を図る。」 |
| 40 | 別紙 | ○聴覚障害者用の補聴のための磁器ループ | 別紙記載の具体例はあくまでも例示であ |
| | 第6 | の設置や、室内の照明を1つ1つ調整できる | り、記載されている具体例に限られるもの |
| | | 設備をつける。例えばパワーポイントと手話通 | ではありません。いただいた事例は、今後 |
| | | 訳とパソコン要約筆記などが同時に見やすく | の参考とさせていただきます。 |
| | | なるようにすること。 | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| 41 | 別紙 | ○タブレットやスマートフォンによる障害者の | 別紙記載の具体例はあくまでも例示であ |
| | 第6 | コミュニケーション支援のアプリを活用するこ | り、記載されている具体例に限られるもの |
| | | ک 。 | ではありません。いただいた事例は、今後 |
| | | | の参考とさせていただきます。 |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

42 別 紙 | 意思疎通の配慮の具体例に「要約筆記」を明 | 別紙記載の具体例はあくまでも例示であ 第6 記すべき。 り、記載されている具体例に限られるもの ではありません。いただいた事例は、今後 の参考とさせていただきます。 43 別紙 意思疎通の配慮の具体例に下記を追加。 前段の御指摘を踏まえ、以下のとおり追 |「具体例:会議の進行にあたり、資料を見なが|記いたします。 第6 ら説明を聞くことが困難な視覚障害者、聴覚 「〇 会議の進行に当たり、資料を見なが 障害者等、障害者に対し、その特性に応じ、 ら説明を聞くことが困難な視覚又は聴覚に ゆっくり、丁寧な進行を心がけるなど配慮を行一障害のある委員や知的障害を持つ委員に 対し、ゆっくり、丁寧な進行を心がけるなど う。」 「具体例:取引・相談・問い合わせ・苦情受付 の配慮を行う。」 等の手段を、対面のほか、電話、FAX、電子メ接段の御指摘を踏まえ、第7条(相談体制 ール、テレビ電話等、非対面の手段を含めて の整備)を以下のとおり修正いたします。 複数用意し、障害者がそれぞれの障害の特 | 「2 相談等を受ける場合は、性別、年齢、 性に応じた利用しやすい手段を選択できるよ|障害の状態等に配慮するとともに、対面 うにする。」 のほか、電話、ファックス及び電子メール に加え、障害者がコミュニケーションを図 る際に必要となる多様な手段を可能な範 囲で用意して対応するものとする。」 44 | 別表 | 会議の進行の際には、委員の障害の特性に | 御指摘を踏まえ、以下のとおり追記いたし 第6 合った介助員を付ける等配慮すること。 ます。 「〇 会議の進行に当たり、職員が委員の 【理由】 障害の特性に合ったサポートを行うなど、 改正障害者基本法33条2にあるように、「会議」可能な範囲での配慮を行う。」 における合理的配慮事例」の記述が必要。聴 覚障害者の場合は音声情報が入らないため、 資料と手話もしくは文字通訳を同時に見ること ができないため。 実践例)内閣府障害者政策委員会 厚生労働省社会保障審議会障害者部会 文部科学省中央教育審議会 45 別紙 下記を追加。 御指摘を踏まえ、以下のとおり追記いたし 必要に応じてコミュニケーションを支援する者 第6 ます。 (手話通訳者・要約筆記者等)を設置する。 「〇 会議の進行に当たり、職員が委員の 障害の特性に合ったサポートを行うなど、 【理由】 可能な範囲での配慮を行う。」

意思疎通の配慮の具体例として、コミュニケー ション方法だけでなく、手話通訳者等、人的支 援についても明記すべきと考えるため。 46 別紙 下記を追加。 障害特性を踏まえてコミュニケーションを 第 6 障害特性に応じた多様なコミュニケーション手 図るべきとの御指摘の趣旨は、別紙第4 段を確保すること。とりわけコミュニケーション の3及び第6の意思疎通の配慮の具体例 を支援する者(手話通訳者・要約筆記者等)を|に反映されており、本要領に基づき適切に 配置すること コミュニケーションが図られるように努めま す。 【理由】 障害者のために様々なコミュニケーション手 段を用意するとともに聴覚障害者による合理 的配慮の表明・相談及び意思疎通の配慮で は手話通訳者、要約筆記者等の配置が必要。 47 別表 下記のとおり修正。 御指摘を踏まえ、次のとおり修文します。 第6 知的障害者から申し出があった際に、… 「知的障害者から申出があった際に、…」 障害者から申し出があった際に、… 「障害者から申出があった際に、…」 【理由】 ゆっくり、丁寧な説明、なじみのない外来語は さける、といった配慮は知的障害者だけでな く、他の障害者等からも申し出があることが考 えられるため。 48 別紙 下記を追加。 別紙記載の具体例はあくまでも例示であ 第6 「吃音や失語症など意思疎通が不得意な者に り、記載されている具体例に限られるもの 対し、時間制限を設けない。」 ではありません。いただいた事例は、今後 の参考とさせていただきます。 【理由】 吃音のある人は、時間制限などを設定される とそれを意識しさらに悪化することがある。そ のことにも理解を示していただきたい。 49 別紙 ルール・慣行の柔軟な変更の具体例における 御指摘を踏まえ、以下のとおり修文いたし |「スクリーンや板書等がよく見えるように、スク|ます。 リーン等に近い席を確保する。」の箇所を、下「O スクリーン、<u>手話通訳者、</u>板書等がよ 記のとおり修正。 〈見えるように、スクリーン等に近い席を確 「〇 スクリーンや板書、手話通訳者等がよく保する。」 見えるように、スクリーンや手話通訳者等に近 い席を確保する。」

【理由】

会

聴覚障害者の場合は音声情報が入らないた め、視覚ととおして、資料と手話もしくは文字 通訳を同時に見るため、見える範囲に収まる 必要があるため。

実践例)内閣府障害者政策委員会

厚生労働省社会保障審議会障害者部

文部科学省中央教育審議会

50 別紙 下線部を追加。

第6 非公表又は未公表情報を扱う会議等においます。 て、情報管理に係る担保が得られることを前 「○ 会議の進行に当たり、職員が委員の 提に、障害のある委員の理解を援助する者及 びコミュニケーションを支援する者(手話通訳 可能な範囲での配慮を行う。」 者・要約筆記者等)の同席を認める。

御指摘を踏まえ、以下のとおり追記いたし

障害の特性に合ったサポートを行うなど、

【理由】

聴覚障害者の場合、会議の理解を援助する 者だけでなく、情報保障・コミュニケーションを 支援する者の同席が必要なため。

51 別紙 下記を追加。

第6 「コミュニケーションに障害がある人が、窓口」ます。 で込み入った話をすることが必要になった時、 |「○ 他人との接触、多人数の中にいるこ 大勢の人の視線に触れないよう、別室で対応しとによる緊張等により、発作等がある場 する」

御指摘を踏まえ、以下のとおり修文いたし

合、当該障害者に説明の上、施設の状況 に応じて別室を準備する。」

【理由】

吃音のある人にとって大勢の人の中で話すこ とに大きなストレスを受け、言葉がさらに出に くくなることがあるので比較的静かな環境で説 明ができるようにしていただきたい。

らないときは、事前に自治体や都道府県・政り、記載されている具体例に限られるもの 令市の聴覚障害者情報提供施設に相談して┃ではありません。いただいた事例は、今後┃ 手話通訳者や要約筆記者を手配するしくみを の参考とさせていただきます。

52 別紙 〇意思疎通の配慮について対応方法がわか 別紙記載の具体例はあくまでも例示であ

| l | | 作っておくこと。 | |
|----|-------|-----------------------------|----------------------------|
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| 53 | 別紙 | 合理的配慮の具体例は、障害当事者とその | 別紙記載の具体例はあくまでも例示であ |
| | 第6 | 家族・介助者・支援者・障害者団体・障害者に | り、記載されている具体例に限られるもの |
| | | 理解のある社会福祉士や弁護士等を協力連 | ではありません。また、提供する合理的配 |
| | | 携し、蓄積し追加挿入し随時更新していくべ | 慮は適宜、見直しを行うことが重要である |
| | | き。(具体例は固定化すべきではない) | と考えています。 |
| | | 【理由】 | |
| | | 具体例が少なすぎて全ての障害者(重複障害 | |
| | | 者を含む)を網羅していないため。 | |
| | そのも | | |
| | C 071 | | |
| 54 | その | WEBサイトによる情報提供はウェブアクセシビ | これまでも、当省HPについてはウエブア |
| | 他 | リティに関する日本工業規格「JIS X 8341-3: | クセシビリティの日本工業規格(JIS X834 |
| | | 2010」に準拠することを要望。 | 1-3:2004)に基づいて対応を実施してきた |
| | | | ところです。現在は、当省HPの利便性向 |
| | | | 上を目的とし、平成28年2月をメドとしたリ |
| | | | ニューアルに向けた各種整備を行ってい |
| | | | ます。リニューアルに当たっては、最新の |
| | | | 規格であるJIS X8341-3:2010における等 |
| | | | 級AA(ダブルA)に一部準じたものとなる |
| | | | 達成目標の公表準備や実行に取り組んで |
| | | | います。 |
| 55 | その | 表記上「…が望ましい」のような曖昧な表現で | 御指摘を踏まえ、本対応要領で「望まし |
| | 他 | はなく、事業者には努力義務があることの意 | い」と記載している内容につきまして、対 |
| | | 識を強くするために「が必要」という表現にす | 応要領第3条に以下のとおり留意点を追 |
| | | べき。 | 記します。 |
| | | | 「なお、別紙中「望ましい」と記載している |
| | | | 内容は、障害者基本法(昭和45年法律第8 |
| | | | 4号)の基本的な理念及び法の目的を踏ま |
| | | | え、できるだけ取り組むことが望まれるこ |
| | | | とを意味する」 |
| 56 | その | 障害者の特性理解を強化促進するため具体 | 別紙記載の具体例はあくまでも例示であ |
| | 他 | 例や事例集はより一層内容を充実する必要 | り、記載されている具体例に限られるもの |
| | | がある。具体例や事例は常に変化するため追 | ではありません。また、提供する合理的配 |
| | | 加・更新しやすくするため「別紙」とすべき。そ | 慮は適宜、見直しを行うことが重要である |
| | | | |

の他、障害当事者間の情報共有のためWEBと考えています。 サイトの有効活用を促進し事例の即時掲載や 障害当事者等から例示を収集する仕組みを 設けることなどを要望。 57 | その | 「身体機能の応じた環境整備と作業区別はO | いただいた御指摘は、今後本要領に基づ |K、身体機能を無視した業務の強要と人権無||き取組を行う際の参考とさせていただきま 他 視の差別はNO」の使い分けを明確にするこす。 身障者の「差別」は精神的な負担をかけるの でいけないが、健常者ではないのでハンデを 背負っている分相互に負担とならないような 「区別」は必要。 パブリックコメントの表題を「障害を理由とした 差別」→「障害を克服する障害に応じた業務 の区別」に修正。人権無視対策というよりは、 障害者でも働きやすい職場環境つくりの整備 を強力に推進する法案となるようなタイトルに 変更してほしい。 【理由】 健常者は身障者を思いやる気持ちは大切で、 身障者が思う存分働ける環境つくりに協力す る必要があるが、身障者のために本来業務が 制約されるのは避ける必要がある。 身障者は健常者に助けてもらっている気持ち も大切で、健常者におんぶにだっことならぬ自 立心が必要。 58 その 各省庁において実施された今回の障害当事 いただいた御指摘は、今後本要領に基づ 者団体からのヒアリングは、回数・時間・内容│き取組を行う際の参考とさせていただきま 他 のいずれにおいて極めて不十分で当事者のす。 声を確認出来たとは到底考えられず当初の目 的を達していない。施行に向けた各省庁の取 組においては、障害者団体の声を十分に反映 できる体制・方法に改善されることを強く要 望。 59 | その | 対応要領・対応指針等はじめとして今後提供 | いただいた御指摘は、今後本要領に基づ されるすべての情報について視覚障害者のたき取組を行う際の参考とさせていただきま 他

めの情報補償に配慮し、点字(墨字ページ参)す。

| | | 照付)、音声、拡大文字、電子データ(テキス | |
|----|----|-----------------------|---------------------|
| | | ト、WEB)を必ず提供すべき。 | |
| 60 | その | 施行後も継続的に様々な事例を蓄積し施行3 | いただいた御指摘は、今後本要領に基づ |
| | 他 | 年後には必ず障害当事者を交えた議論を行 | き取組を行う際の参考とさせていただきま |
| | | い問題点の改善をすべき。 | す。 |
| | | | |
| 61 | その | 対応要領の内容が全体的に不足しているよう | いただいた御指摘は、今後本要領に基づ |
| | 他 | に感じる。他の対応要領を参考にしてほしい。 | き取組を行う際の参考とさせていただきま |
| | | 修正加筆をしてほしい。 | す。 |
| | | そのうえでさらに吃音のことも具体的に記述を | |
| | | してほしい。 | |
| | | 関連ホームページという一覧を対応要領案に | |
| | | 追加してほしい | |
| | | | |
| | | 【理由】 | |
| | | 農林水産省を利用する人々の中には社会的 | |
| | | 障壁を持った人がいる。もう少し詳しくわかり | |
| | | やすい対応要領案にならないか? | |
| | | 例として厚生労働省関係の対応指針案「障害 | |
| | | 者差別解消法に基づく福祉事業者向けの対 | |
| | | 応指針(案)」がイラストや対応事例や参考ホ | |
| | | ームページが記載されていてわかりやすい。 | |
| | | | |

※林、水とは、それぞれ林野庁、水産庁を指します。